

令和2年3月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年3月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年3月9日（月）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第48号 学校用地の一部所管換について
議案第49号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の協議について
 - 5 報告第22号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等に関する臨時代理の報告について
報告第23号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第48号 学校用地の一部所管換について
議案第49号 市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の協議について
 - 2 報告第22号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の臨時休館等に関する臨時代理の報告について
報告第23号 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 令和元年度（第41回）市川市児童生徒学習賞表彰式について
 - (2) 令和元年度教育実践記録論文について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	菅原	大基
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、令和2年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含め、議案2件、報告2件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第48号「学校用地の一部所管換について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

はい、教育施設課長です。議案の1ページをお願いいたします。議案第48号「学校用地の一部所管換について」ご説明いたします。所管換の対象となる教育財産は、市川市立国府台小学校でございます。所在地は、市川市国府台五丁目3472番2でございます。面積といたしましては、2.47平方メートルでございます。所管換の内容でございますが、当該用地は、公衆用道路として供用されているため、市長部局に所管換し、維持管理することが必要であることから、提案するものでございます。次に、2ページをご覧ください。ページ中央から右側に、国府台小学校がございます。今回所管換を予定している部分は、ページ中央付近に丸で囲まれている台形状の部分となります。上下の写真は、上が北側から所管換箇所を撮影した写真、下が南側から所管換箇所を撮影した写真でございます。今後、学校用地である当該部分を、道路用地として維持管理していくために、この2.47平方メートルを、道路管理課に、所管換を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第48号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第49号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の

協議について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第49号「市川市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行の協議について」をご説明いたします。追加議案の1ページをご覧ください。本件は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、会計年度任用職員に関する市川市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局の職員に委任及び補助執行させるため、市長と協議を行う必要がありますことから、市長への協議申し入れについて、お諮りするものでございます。本申し入れは、地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給与支払事務等の業務の効率化を図るため、市長部局への事務集約を目的とするものでございます。追加議案の2ページ、3ページをご覧ください。こちらは、市長への協議依頼書でございます。事務移管の手法は、委任と補助執行がございます。委任は、事務に係る権限自体を市長部局に委ねるものであり、補助執行は、権限が教育委員会に残りながら市長部局の職員が事務を執行することになります。2ページ、1委任する事務をご覧ください。(1)は会計年度任用職員の報酬等に関することとあります。3ページ、2補助執行させる事務をご覧ください。(1)に会計年度任用職員の任免及び報酬等に関することとあります。会計年度任用職員の報酬等の事務につきましては、関係部署と委任もしくは補助執行いずれかとするか調整中でございますので、協議の申し入れとしては、委任する事務、補助執行させる事務のいずれにも協議事項として記載しております。一方、任免につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条により教育委員会の権限として補助執行といたしますので、3ページ、2補助執行させる事務についてのみ協議事項として記載しております。(2)から(4)の協議事項につきましても先ほど述べましたとおり、関係部署と調整中でございますので、委任する事務、補助執行させる事務のいずれにも協議事項として記載しております。詳細は関係部署と引き続き調整を行いまして、来年度からの事務移管がスムーズに実施できるよう努めてまいります。なお、事務移管の開始日は、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第49号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、「報告」に入ります。報告第22号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う

社会教育施設等の臨時休館等に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。報告第22号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の休館等に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。追加議案の4ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う社会教育施設等の休館等につきましては、令和2年2月27日から臨時に休館する施設もあり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本件につきましては、令和2年2月25日に千葉県で発生した新型コロナウイルスに感染した患者の行動履歴を調査している中で3名が市内のスポーツ施設を利用していたことを千葉県が公表したことを受け、市民等に対する感染拡大を防止するため、生涯学習部が管理する社会教育施設等の休館等について、令和2年2月26日の新型コロナウイルス対策本部会議に議題として提案し、承認・決定いたしました。対象施設は、5ページの対象施設一覧をご覧ください。施設の休館等の期間は、考古博物館、歴史博物館、自然博物館は令和2年2月27日（木）から当面2週間、その他の施設は令和2年2月28日（金）から当面2週間を予定しております。なお、その後の期間の延長等は、市全域の状況を見て、改めて判断することとなっております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、報告第22号を終了いたします。次に、報告第23号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○保健体育課長

はい、保健体育課長です。報告第23号「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校等に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。追加議案の6ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休校等につきましては、令和2年2月28日からの臨時休校等の措置について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本件につきましては、令和2年2月25日に、千葉県で発生した新型コロナウイルスに感染した患者の行動履歴を調査している中で3名が市内にある施設を利用していたことを千葉県が公表したことを受け、児童生徒等に対する感染拡大を防止するため、学校教育部が管理する学校等の休校等について、令和2

年2月26日の新型コロナウイルス対策本部会議に議題として提案し、承認・決定いたしました。対象施設は、7ページの対象施設一覧をご覧ください。施設の休校等の期間は、令和2年2月28日（金）から令和2年3月12日（木）までを予定しております。なお、その後の期間の延長等は、市全域の状況を見て、改めて判断することとなっております。説明は以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第23号を終了いたします。次に、「その他」に入ります。その他(1)「令和元年度（第41回）市川市児童生徒学習賞表彰式について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。資料別冊1をご覧ください。この学習賞は、学習及び文化・スポーツ分野において全国・関東・全県規模の行事に参加し、最優秀またはそれに準ずる成績をおさめた児童・生徒を表彰するものです。表彰対象は、市内国公立の小・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び、私立の小・中学校に在籍している児童・生徒となっております。学習賞として表彰をすることで、受賞者等の意識の高揚が図られるとともに本市の教育活動の振興に寄与しております。今年度の表彰件数は、3月6日時点で、63件を予定しており、過去最多の件数となっております。なお、例年、全日警ホールにて開催しておりました表彰式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は中止することとなりましたので、ここでご報告させていただきます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。次に、その他(2)「令和元年度教育実践記録論文について」を説明してください。

○教育センター所長

はい、教育センターです。議案の3ページをご覧ください。令和元年度も「教育実践記録論文募集事業」を実施いたしましたところ、一般部門に8編、経験5年以下のフレッシュ部門に7編、合計15編の応募がございました。國學院大学教授島田由紀子様、教育委員の山元幸恵様をはじめとする審査員の方々に厳正にご審議いただいた結果、一覧のと通りの審査結果となりました。また、2月7日には、生涯学習センター2階グリーンスタジオにおいて、表彰式及び優秀な論文の発表会を実施いたしましたことから、報告するものです。昨年同様、教育実践記録論文集「いぶき」にまとめ、各学校に配付すると同時に、各論文を教職員向けデータベースに掲載し、活用を推進してまいります。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これもちまして、令和2年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時15分閉会)